

令和4年3月8日（火曜）

議 事 日 程 第7号

令和4年3月8日（火曜）午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 議第96号 令和3年度熊本市一般会計補正予算

第 3 議第97号 熊本市国民健康保険条例の一部改正について

午前10時00分 開議

○原口亮志議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○原口亮志議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、藤山英美議員の発言を許します。藤山英美議員。

〔43番 藤山英美議員 登壇 拍手〕

○藤山英美議員 おはようございます。熊本自由民主党市議団の藤山英美でございます。

令和4年第1回定例会において一般質問の機会をいただき、感謝いたします。

今回、私はやさしいまちづくりをテーマに、身近な問題で私に届いた市民の声、地域の声を集約して改善できればとの思いで取り上げました。日頃、当たり前のように生活する中で惰性で動いているところがあり、注目して検証しました。市長をはじめ関係局長におかれては、真摯に受け止めていただき、実りある答弁を期待いたしまして質問に入ります。

なお、一部、質問通告の順番を変更いたします。よろしくお願いいたします。

まず、やさしいまちづくりにおける安全・安心な歩行空間の創出についてお尋ねいたします。歩道の整備についてでございます。

私たちはふだん何気なく歩道を歩いたり、自転車で通行したりしておりますが、高齢者、障がいを持った方は歩道を利用するのに危険を感じたり、利用しづらい面があると相談を受け、自分なりに検証してみました。すると、いろいろな面でやさしいまちづくりに反した面が多々あることに気づきましたので、その一部について質問いたします。

本市は、従来から施策の中心にまちづくりがうたわれています。令和4年度当初予算のポイントの中にも多くを占めておりますし、市長の提案理由の説明の中でも、何回も市民のために全力で取り組む決意が見られました。

しかしながら、本市の歩道の状況に目を向けますと、舗装の経年劣化や占用者の工事による危険箇所も多く、また、道路から施設や住宅への車両の乗り入れ口について歩道の切下げをしてありますが、車道を優先した構造の急勾配となっているため、高齢者や障がいをお持ちの方、車椅子の利用者の方から危険であるとか、手押し車やベ

ピーカーの利用者から通行に支障を来しているといった意見をよく聞きます。

現在、歩道の切下げ工事の許可申請では、歩道幅に合わせて一定の平坦な部分を設けることを条件に工事の許可を下ろしているそうですが、以前からある歩道の切下げでは、平坦な部分がないものや急な勾配で危険で波打っているところなどもしばしば見受けられます。

そこで、お尋ねいたします。

誰もが安全で安心して利用できる歩行空間を確保する上で、歩道の切下げ部での傾斜や段差の解消など歩道の改善について今後どのように取り組んでいくのか、都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 ただいまの歩道に関する御質問にお答えいたします。

歩道の傾斜や段差等を解消するためには、歩道と車道の間を段差ではなく、縁石で区分いたします。セミフラット形式という工法が有効でございます。国からの通知に基づき、平成17年頃から対応可能な場所において順次整備しているところでございます。

また、従来の歩道と車道に段差がある道路で、乗り入れ口を設置されるなどの理由で申請により歩道を切り下げる場合には、歩道に原則1メートル以上の平坦な部分を設けて切り下げることとしておりまして、歩道幅員が狭く1メートルを確保できない場合は、勾配が緩やかになるよう民地側を下げていただくなどの指導を行っているところでございます。

このように、沿道の状況や地域の実情を考慮した歩道の改善を行っておりますが、今後の整備に当たりましては、現在、策定作業中でございます。バリアフリーマスタープランのまちあるき点検や、ワークショップ等での具体的な御意見も参考にさせていただきながら、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔43番 藤山英美議員 登壇〕

○藤山英美議員 歩道の切下げでは許可申請時、仕様書どおりに実施するようになっております。誓約書も提出されてありますが、許可が出されたら業者任せになっているのではないかと思います。

なぜなら、切下げで道路との境界の縁石がないところ、平面のもの、傾斜があるものなどバラバラな状態でございます。平面の確保が明記されているのに歩道が斜面のまま、かまぼこ型など隣地に配慮したようなところも見られます。許可では仕様書どおりに施行するようになっているのに、完了後、統一性がないのは、完了検査が十分でないのではないかと思います。不十分ならば、誓約書があるので、許可条件に合うよう指導をお願いします。

また、私の知人に高校生の通学や通勤、高齢者の手押し車などを見て、歩道の安全確保に取り組んでいる人がおります。場所は鎮西高校通りです。歩道が極端に狭い上

に電柱が何本も立っていて、歩道の役目を果たしていない状況であります。その方は、電柱の移設地を探しながら要望しております。九電との調整が必要なことも分かりますが、事故など起きる前に早急に対応をお願いしたいと思います。

続いて、自転車の通行についてお尋ねいたします。

歩道の安全性は、自転車の通行に関しても必要とされております。自転車は軽車両として法律上は車道の左端を走行するものとされてきましたが、実際は自転車は歩道を走るものとして社会的に長らく認知されております。

しかしながら、時代の流れとともに車から人優先の視点が変わり、それまで曖昧であった自転車の交通ルールをきちんと定める必要から、平成19年6月に道路交通法が改正されました。改めて、自転車は原則車道の左端を走行するものと確認されることになりました。

その上で例外的に歩道を走れる場合として、自転車の運転者が児童、幼児及び高齢者の場合であるとか、交通の状況からやむを得ない場合などにおいて、自転車が歩道を通行できるとしてありますが、通勤通学の時間帯などでは、学生が自転車で歩道を猛スピードで走行しており、道路交通法の改正が周知徹底されていない中で、自転車利用者の多くが歩道を通行しているように思います。歩道は歩行者が優先であることが守られていないのが現状ではないかと思えます。一部の無謀な通行やルール違反者により、歩行者が危険を感じたり、怖い思いをしたと聞いています。

現在、脱炭素社会の実現や健康増進に向けた自転車利用の促進が図られていますが、自転車専用レーンなどのハード整備には多大な経費や時間を要するところであるため、自転車利用者へのルールやマナー啓発が重要であると感じております。

また、歩道の有効活用も必要です。狭い限られた歩行空間が街路樹や特に低木の植樹帯、電柱などによって、さらに狭い空間になっているのが現状です。街路樹や低木の植樹帯などは、街並みに潤いを与え、都市景観を向上させることにより道路利用者に快適な歩行空間を提供するなど、その役割は認識しておりますが、巨木化した街路樹の根上がりによる段差や、植樹帯があることによる視距不良、落ち葉で滑りやすいなど、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる空間である歩道が危険が隣り合った空間となるなど、課題も多いと考えられます。

高齢者や障がい者などいろいろな人が大勢歩道を利用します。歩道を安全で快適に利用できる環境の整備を第一に考えるべきだと思います。

そこで提案ですが、早急な道路交通法の周知徹底が必要と思えますし、もともと原則として歩行者専用だった歩道を自転車が通行している現状を踏まえて、歩行者の安全を確保し改善するために、狭い道路をさらに狭くしている街路樹や特に低木の植樹帯を撤去して、安全で安心して通行できるよう歩道幅員を有効的に活用できるようにしてはいかがでしょうか。

都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 まず、1点目の自転車の交通ルールやマナーにつきましては、これまでも関係機関と連携しながら街頭啓発や小学生等を対象にした教室で、安全で正しい自転車の乗り方等の指導を行ってきているところでございます。

また、昨年3月に策定いたしました熊本市自転車活用推進計画におきましては、小中学校や高等学校の自転車安全モデル校指定や地域等での講習会、さらには熊本県運転免許センターと連携した啓発など、さらなる情報発信、啓発に向けた取組を位置づけているところでございます。

加えまして、本議会で上程しております熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の改正案では、自転車利用者の法令順守はもとより、保護者の皆様や学校及び事業者に安全教育を行う責務を規定いたしまして、例えば事業者の社内研修に講師を派遣するなどの支援を行うこととしております。このような支援を通しまして、自転車の安全利用の浸透を図ってまいりたいと考えております。

次に、街路樹や植樹帯によります歩道幅員の不足や、巨木化による根上がりといった課題につきましては、街路樹再生計画におきまして樹種の変更や伐採によります歩道幅員の確保等の基準を定めており、現在の議論を通しまして街路樹と調和の図れた安全な歩行空間となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔43番 藤山英美議員 登壇〕

○藤山英美議員 平成19年6月の道路交通法の改正で、多くの方が自転車で歩道を走ってもよいと思っております。道路交通法の改正で歩道を通行できるのは、1、道路標識等で指定された場合、2、運転者が児童、幼児、高齢者の場合、車道または交通の状況から見てやむを得ない場合に限られております。それ以外は軽車両として車道の左端を通行することになっております。

1の自転車通行可の標識は、中心部では街路灯等に多く設置されていますが、郊外に行くとなんか少なくなればばらです。標識も両面が表示されており、誤解して通行する人もいると思われまいます。また、自転車通行のマーク、あと白線などもあります。徹底されていないような気がいたします。通行許可の区間もどこからどこまでなのか分かりにくく、問題があると思っております。

本来、歩道幅が3メートルを基準としてあるようですが、植え込みがあるとほとんどの歩道が確保できておりません。自転車通行量調査のポイント地点も、ほとんど3メートルないようでございます。

令和4年度組織改編で都市建設局に交通政策部が新設され、交通企画課、移動円滑推進課、自転車利用推進課の3課体制に再編し、市民が円滑に移動し、快適に暮らすことができる交通政策の推進・調整体制を整備することですので、人と自転車が共存できる安全安心の歩道整備をお願いいたします。

安全・安心な歩行空間の創出に関連して、1点要望いたします。

歩道の有効幅員を狭めるものの一つとして電柱があります。この電柱をなくし、電線類を地中化するための取組である無電柱化事業は、安全で快適な歩行空間の確保か

らだけではなく、防災機能の強化、良好な都市景観の創出といった点でも推進されなければなりません。

無電柱化事業は昭和60年代から全国で取り組まれており、熊本市においても中心市街地や緊急輸送道路などを対象に整備されてきたと伺っております。平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律が施行され、無電柱化の推進に関する政策を総合的、計画的かつ迅速に推進することが示されており、これに合わせて熊本市の無電柱化に関する基本方針や整備対象路線などを定めた熊本市無電柱化推進計画を令和元年に策定しております。

令和元年の第3回定例会でも述べましたが、熊本高森線の花立2丁目交差点から益城町教会までの電線地中化についてですが、中心市街地から花立2丁目交差点までの電線地中化は、熊本県が所管していた平成13年頃までに整備が終わり、残すは益城町までの約1キロメートルの区間が未整備区間であります。

熊本地震からの復旧で益城町では当路線の電線地中化に取り組む話があり、熊本市においても残す区間の電線地中化が必要であると思われまます。熊本高森線は、熊本の重要な緊急輸送道路の一つであり、道路利用者も多いため、この未整備区間を熊本市無電柱化推進計画の整備対象路線として改めて取り上げ、早急な無電柱化の実現に向けて取り組んでいただけるよう要望いたします。

次に、中心後退についてお尋ねいたします。

狭隘道路に面して行われる建築時の道路中心後退と、後退部分の寄附申請に関する市の取組についてお尋ねいたします。

この質問については、令和元年第2回定例会で市民連合の西岡議員が、ほかにも多くの議員の方から質問がありましたが、なかなか進まないのが現実であるということで、改めて質問いたします。

建築基準法では幅員が4メートル未満の道路に接する敷地において建築を行う場合は、4メートルの確保のため道路中心後退により後退部分にある塀などの構造物を撤去する必要があります。これにより、日常の安全な通行が確保され、日照や通風などの生活環境が向上するだけでなく、災害時の緊急活動や避難が円滑になるなど、安全で良好な市街地形成のために大変重要な制度です。

しかし、建築時には道路後退がなされているものの、その後、後退部分に木を植えたり、石を置かれたりすることで、通行に支障を来すケースなどが見られます。

また、大雨時の冠水対策として道路の舗装や側溝の新設を要望しても、後退部分を自身で管理し続ける所有者がいる場合、思いどおりに整備が進まない状況があり、それらの解決のためには、後退部分を市へ寄附していただくよう積極的に促すことが必要と考えております。後退部分の寄附を義務づけることはできず、あくまでも土地所有者の意思により行われるものでありますが、先ほど述べた道路後退が必要となる建築時が拡幅整備のために寄附を促す好機と考えます。

そこで、道路後退部分の寄附と寄附申請を促進するための方策について、都市建設

局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 中心後退に関する御質問にお答えいたします。

本市で1年間に申請されます道路後退が必要な建築確認のうち、寄附申請は約3割程度でございまして、多くは所有権の移転登記がなされずに後退部分が私有地として残っている状況でございます。

一方、中心後退につきましては、建築基準法に定めがございますものの、後退部分の土地の帰属につきましては規定がございませんことから、寄附の義務づけは難しいものと考えております。

そこで、寄附を求めますよい機会であります建築確認申請の事前調査の段階で、建築主の方に寄附の御意向を確認する新たな取組をまとめたところでございます。この取組を早急に開始いたしますとともに、引き続き未寄附となっております土地の所有者に対しまして周知を図りながら、後退部分の寄附の促進に努めてまいります。

〔43番 藤山英美議員 登壇〕

○藤山英美議員 この問題は大変難しい問題だと思えます。今までいろいろな議員の方が質問されても、一步も前進しない問題ではないかなと思っております。憲法の財産権と建築基準法の中心後退、本当に難しい問題でございまして。

私は昨年、雨が降ると小学生の通学路が川になり危険と相談がありまして、対応を協議し、その場所は以前、自治会長から舗装の陳情が上がってございましたが、舗装だけでは解決しないので側溝を一緒にと、中心後退してある土地の所有者に寄附をお願いしましたが、解決できませんでした。子供たちの安全確保ができなかったということでございます。

また、同じように小学校の西側に接した狭い道路に、1メートル足らずの植樹帯が約100メートルあります。保護者から通学に危険なので除去して歩道を造ってほしいと相談がありました。千葉県八街市で飲酒運転による小学生5人が死傷する悲惨な事故の後でもあり、土木センターに相談、その後、危険防止のポールが立った立派な歩道が完成しましたので確認したところ、植樹帯は学校敷地で教育委員会で実施しましたとのことでした。唖然としました。公用地でも、そういう中心後退しながら、寄附行為がなされていないなかったということでございます。

中心後退後、寄附されるのは3割くらいとのことでございます。これでは寄附されない土地が増加するばかりです。お願いするだけでは限度があると思えます。優秀な職員で知恵を出し、解決していただきたいと思えます。

次に、公設公民館の自主講座の廃止についてお尋ねいたします。

各位御案内のとおりかと存じますが、昨年7月に本市生涯学習課から公民館自主講座自治会連合会に対して、令和4年4月から公民館の自主講座を生涯学習サークルへ移行したいとの意向が示されました。その理由として、公民館の認知度が低いということとともに、その利用者が高齢者に偏っているということが掲げられていました。

これに対し、現場から猛反発が起こったため、最終的にはさらに1年間検討するという形で決着した形となっております。

私自身も40代から今日に至るまで、公民館の自主講座に大変お世話になっております。その仲間との交流を深めるとともに研鑽に励むことができたのも、ひとえに公民館のスタッフの方々や公民館自主講座自治会の並々な御尽力のおかげであると深く感謝しております。

このような私自身の経験からみて、この制度の公民館の自主講座を廃止する理由として掲げられているものには幾つかの問題点があると考え、次の2点についてお尋ねいたします。

まず、1点目として、高齢者の利用に偏っているということに関しては、令和元年度の自主講座の参加者は1万5,000人にも及んでおり、高齢者の孤立やひきこもりなどが大きな社会問題となっている中であって、多くの高齢者が生きがいと楽しみをもって和気あいあいと参加している姿、また、団塊の世代が後期高齢者に仲間入りしつつある時勢にあっては、公民館の中核的存在となっている自主講座の役割がさらに求められていくであろうと考え、私自身としては逆に高齢者を迎え入れる体制を整えることが有意義ではないかと考えております。

また、第2点としては、社会教育法や市条例の中で公民館の中心事業と位置づけられている自主講座を、このように貸館事業としてやっているサークルの中に吸収し、将来的に廃止につなげることは、生涯学習の理念に反することではないかと考えております。

以上の2点についてどのように考えておられるのか、市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 公設公民館については、現在、利用の自由度を高めるなど生涯学習機能の向上を図るとともに、地域課題の解決や担い手づくりなどのまちづくりの推進拠点として、誰もが積極的に活用できる施設を目指し、見直しを進めております。

しかしながら、利用者の皆様には見直しの趣旨が十分に伝わっていないと感じておりまして、まずは私が利用者の皆様と対話をする公民館版の「市長とドンドン語ろう！」を行う準備を現在進めているところです。

今回の見直しは、地域活動がより深まり、公民館を高齢者の方も含め、より多くの方にとって利用しやすい施設にしていくことが狙いでございます。見直しを進めるに当たっては、対話を重視し、利用者の皆様の御意見を十分に聞きながら御理解いただけるよう、より丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

〔43番 藤山英美議員 登壇〕

○藤山英美議員 公民館は目的達成のための定期講座を開設することとなっております。今まで相当の期間、高齢者の生涯学習はもとより、健康づくり、生きがいづくり、体力づくり、ボケ防止等の大きな貢献があったと思っております。運営も自治会が担い、講座開設、運営、講師手配、イベント計画・実行等を一貫して公民館に協力してこら

れたと思っております。言わば、公民館自治会は金のかからない指定管理者といえると思います。

平成28年の熊本地震の影響、近年の新型コロナウイルスの蔓延で休講が繰り返されて心配していましたが、令和4年度の募集案内を見ますと、かなり少ないような気がいたしました。このような時期に貸館事業としてサークル化すると、本来の公民館の中心事業の自主講座を消滅させることになるのではないかと心配しております。

超高齢化時代の今だからこそ、積極的に取り組んでいただきたい。答弁の中で、市長自ら公民館版ドンドン語ろうを行うとのことですので、利用者の皆様が納得する答えをお願いしたいと思います。

次に、高齢者のごみ出し支援についてお尋ねいたします。

本市のごみ収集は、自宅前に出す点在的な収集方式と、複数世帯が近所のごみ収集場所にごみを出すステーション方式が混在しております。

ごみステーション方式は、効率的な収集やごみ出し専用のケージが設置されるなど優れた点があります。しかしながら、介護を必要とする高齢者世帯や障がい者世帯にとっては、自宅からごみステーションまでの距離がある場合は、そこまでごみを持っていくのが難しいという方もおられます。

こうした方々のごみ出しを支援する制度として、本市にはふれあい収集があります。このサービスの概要は、対象と認められれば、ごみステーションまで持って行かずとも自宅の玄関前などに出すことが可能であり、そのごみはクリーンセンターが通常のごみ収集ルートとは別に収集を行うというものでございます。

この制度の対象者は、原則として要介護者、障がい者等だけの世帯で、世帯員以外の親族や近隣の方からの支援を受けることができない場合となっております。また、例外的にこれらの条件に該当しない場合でも、何らかの事情によりごみステーションまでごみを出すことが困難な場合も、支援制度の対象となる場合があります。

今後、急速な超高齢化社会及び核家族化社会の進展で、ごみ出しが困難となる世帯は確実に増加していくものと思われませんが、現在、このふれあい収集を利用している世帯は何世帯あるのでしょうか。また、利用世帯のうち介護認定や障害者手帳などの交付を受けていないものの、加齢による身体の衰えでごみ出しが困難な世帯、あるいは病気、けがなどによってごみ出しが困難な世帯は何件あるのでしょうか。

さらには、このふれあい収集に係る経費は、人件費も含めて幾らかかっているのでしょうか。いずれも環境局長にお伺いいたします。

〔三島健一環境局長 登壇〕

○三島健一環境局長 ふれあい収集の利用世帯数は、令和4年3月1日現在で2,012世帯であり、このうち要介護認定や障害者手帳等の交付を受けていないものの、加齢や傷病等によってごみ出しが困難な世帯数は773世帯でございます。

また、人件費を含めた経費は、年間で5,000万円程度を要しております。

〔43番 藤山英美議員 登壇〕

○藤山英美議員 答弁から、ごみ出し支援に対する潜在的需要が相当数あることと、現在の利用者世帯でも相当の経費がかかっていることが分かりました。今後、利用者がますます増加することを考慮すると、この制度を持続可能なものとする必要があると考えます。

現行のふれあい収集は直営で行っており、この業務に従事するごみ収集作業員については、本市の方針として随分以前からその採用が停止されていると伺っております。また、通常のごみ収集ルートとふれあい収集のルートが別になっていけば、それだけ収集が非効率となり、経費がかさむこととなります。

そこで、現行制度を見直される場合の参考として、本市のふれあい収集以外の手法で高齢者等のごみ出し支援に取り組んでいる他都市の事例を紹介いたします。

その前に、介護保険制度では、要介護認定を受けた高齢者は、ホームヘルパーにごみ出しを依頼することができるようになっていています。しかしながら、ヘルパーのごみ出し指定日に合わせて来ることはヘルパーの利用日の偏在を招きますし、早朝8時半までのごみ出しルールが支障となり、介護サービスとして利用するには使い勝手が悪いようでございます。

そこで、東京都日野市においては、こうした課題を解決するために、ごみ袋に貼るハンディキャップシールというものを対象世帯に配付し、これをホームヘルパーがごみ袋に添付し、ごみステーションまで持って行くことによって、指定日以外にもごみ出しを行えるような制度が設けられております。こうした取組は、介護サービスの利用を容易にし、ごみ出し支援に対する自治体の経費を介護保険料に振り替えることから、自治体も独自財源を縮減する効果があります。

次に、新潟市の事例を紹介いたします。

新潟市では、地域コミュニティが主体となってごみ出しが困難となった高齢者等を支援した場合に、行政から補助金を出す制度を設けております。具体的には、この制度を実施する自治会や老人クラブなどの地域コミュニティ団体が高齢者等からの利用申込みを受け付け、ごみを申請者の玄関先からごみステーションまで運んだ場合、1回につき150円の支援金を市が助成する制度です。利用者の負担はありません。

150円という支援金は一見高そうに思えますが、1か月の収集日は週2回掛ける4週の8回ですので、1世帯当たり1か月1,200円、年間1万5,000円弱でごみ出し支援ができることとなります。

先ほどの答弁から、本市のふれあい収集の利用世帯2,012世帯、ふれあい収集に係る経費が約5,000万円ということでしたので、1世帯当たり経費は2万4,850円ということになります。単純に比較はできませんが、新潟市の制度の方が本市のふれあい収集より経費的に少なく済むようでございます。

また、何よりもこの制度は、地域の自治会等がごみ出し困難な世帯を把握し、日頃から顔つなぎとなることで、安否確認、災害時の避難誘導等に役立てるというメリットもあります。また、支援金の一部を自治会活動等に充てれば、自治会活動の貴重な

財源ともなる可能性も秘めております。

このように、高齢者等のごみ出し問題は、本市に限らず全国的な課題として浮上ってきております。

こうした事態を受けて環境省においては、昨年3月に従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制へとシフトしていく必要があると判断し、各地方公共団体向けに高齢者のごみ出し支援制度導入の手引きというものを作成しております。この手引書の中には、この問題をごみ処理部局と高齢者担当部局が連携し、さらには地域団体を巻き込んで検討していく重要性が訴えられております。

そこで、本市においても、今後こうしたものを参考に高齢者、障がい者等のごみ出し支援制度について本格的に検討していくべき時期が来ていると思いますが、大西市長の見解を伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市では、家庭ごみ有料化に伴う市民サービスの一環として、本市職員が御自宅まで収集に伺うふれあい収集を平成22年4月から開始しております。ふれあい収集については、福祉部門や区役所との連携をはじめ、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、民生委員等からも周知に御協力いただいております。約2,000世帯が利用されている状況から見ますと地域に認知されつつあると考えておりまして、今後も利用の拡大に努めてまいります。

また、今後、超高齢社会のさらなる進展が見込まれる中、高齢者をはじめとするごみ出し困難者への支援の在り方については、ふれあい収集をベースとしつつ地域社会との連携も含め、幅広く検討していく必要があると考えており、議員御案内の環境省作成の手引書や他都市の事例などを参考に研究してまいりたいと考えております。

〔43番 藤山英美議員 登壇〕

○藤山英美議員 市長、ありがとうございます。いろいろと検討していただければ、有効な対策が見つかると思っております。

私は平成21年10月実施の本市のごみ有料化の前に、先進地の東京八王子市のごみ有料化について視察いたしました。八王子市はごみ有料化と同時に全戸別収集を導入し、着実に実績を上げておられ、熊本市のごみ有料化について有意義なアドバイスをいただきました。その中の一つが、有料化に併せて戸別収集の導入を強く進言されたので、そのときは八王子市の担当執行部と現場責任者4人の方が対応されまして、4人全員が有料化と同時に導入を勧められた経緯がありました。

ごみステーションを見ますと、違反ごみが度々出されているのを見ます。自治会長さんたちは、ごみステーションの周辺の方から移動してくれ、戸別収集にしてくれなどと言われ、困っているとよく聞きます。

ごみ問題の解決はいろいろ難しいところがあるのは承知しております。ふれあい収集に該当しない人で介護サービスを受けている方の中には、ごみ出しができずにヘルパーさんに頼む人もいます。1回500円という話も聞きます。週1回、月に4回

としても2,000円かかります。

また、自治会長さんからも高齢者、障がい者の安否確認のためにも、戸別収集をぜひとも導入してほしいとの声もありました。全戸とは言いませんが、収集しやすい地域は一部からでも始めていただければと思います。よろしく願いいたします。

最後になりますが、1点要望いたします。これは社会保障制度の持続性の問題である2022年、今年でございますが、本市の対応について要望いたします。

御存知のとおり、今年2022年はいわゆる団塊の世代の先頭集団が75歳となり、後期高齢者の仲間入りを開始する年であります。2025年には全員が75歳以上となることから、今後、介護を要する高齢者の大幅な増加が見込まれています。これに伴い、その費用も急増することにより、医療、介護をはじめとする社会保障制度の持続可能性に大きな問題が生じることとなります。国における医療、介護などの社会保障給付費は2025年度には約140兆円となり、ここ10年間で約2割も増える見通しであり、約3人で支えていた今世紀初頭の騎馬戦型から肩車型への変化が進んでいくと予想されております。

このように高齢者医療のために現役世代の負担は増え続けていますが、国民の4人に1人に当たる約3,000万人が加入する各企業の健康保険組合においても、既に保険料収入の4割以上を高齢者医療に拠出しており、財政悪化が急速に進み、解散する組合が続出しかねない状況と聞いております。また、制度開始から20年を迎える介護保険においても、要介護認定率は年齢と共に上昇し、特に85歳以上で顕著となり、さらに一人当たりの介護給付費も85歳以上の年齢階級で急増することとなる。

つまり、今後の見通しとして、後期高齢者が増加することにより介護給付費や保険料は年々増加し、その持続性を高める対策は待ったなしの状況であると思います。

このような2022年危機の到来は、本市の医療保険、介護保険にどのような影響を及ぼすのか、綿密な分析を行い、きめ細やかな医療、介護の連携による重症化予防の取組や健康づくりによる給付費の抑制など、その制度の持続に向け、しっかりとした取組をお願いし、要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わります。傍聴いただきました皆様に感謝いたします。ありがとうございました。（拍手）

○原口亮志議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○原口亮志議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○原口亮志議長 一般質問を続行いたします。

田上辰也議員の発言を許します。田上辰也議員。

〔24番 田上辰也議員 登壇 拍手〕

○田上辰也議員 皆様、おはようございます。市民連合の田上辰也でございます。

本日は、国際女性デーということを知りました。その記念すべき日に質問の機会を与えられていたのに、女性の権利や活躍についての質問を用意しておらず大変残念で、自分の不明を反省いたしているところでございます。

以前の本会議一般質問で、女性職員を政策決定段階に登用すべきであると発言しております。その後、課長クラスは増えてきたように感じております。ところが、この本会議に出席する局長クラスの女性は、ほとんど増えておりません。大西市長、今度の職員登用では、ぜひ御留意いただきますようお願いいたします。

役職が人をつくるという言葉がでございます。女性だからと心配しないでもよろしいです。本人の努力や周りのサポートで成長していきます。役職が人をつくるんです。よろしくをお願いいたします。

また、政治分野でも女性が少な過ぎるとも指摘されております。同僚、先輩議員の皆様、次の選挙からでも女性候補者を増やしていこうではありませんか。よろしくをお願いいたします。

（189字取消し）

本当に純粋な気持ちで政治分野に女性を増やしていこうという思いを持って取り組んでまいりましょう。よろしくをお願いいたします。

昨日は、本会議でロシア連邦のウクライナ侵攻に抗議する決議が全会一致で採択されました。私は、一個人としても何かできることはしなければならないと考え、駐日ロシア大使館にロシア軍の即時撤退を要請するメールを送りました。

ところで、皆さんがよく御存じの短い話があります。環境問題でよく使われております南米のアンデス地方に伝わる「ハチドリの一としずく」という話です。短いので、御紹介させていただきます。ありがとうございます。

「森が燃えていました。森の生き物たちは我先にと逃げて行きました。でも、クリキンディという名のハチドリだけは行ったり来たり、くちばしで水の雫を1滴ずつ運んでは、火の上に落としていきます。動物たちがそれを見て、そんなことをして一体何になるんだと言って笑います。クリキンディはこう答えました。私は私にできることをしているだけ。私は私にできることをしているだけ。」

微力ではあっても、無力ではないといいます。多くの多くの微力がたくさんたくさん集まれば、大きな大きな力となって、戦争の炎を鎮めてくれると信じて続けていきたいと思えます。

それでは、質問通告に沿って順次進めさせていただきます。御覧のように質問項目が多くありますが、質問時間は短いので、発言は簡潔にしたいと思います。皆様には質問の趣旨をお酌み取りいただければありがたく存じます。

まず、第1点目です。

昨年10月の新聞に載っていたAEDの使い方の記事が気になっていたので、質問させていただきます。

市民マラソン大会で倒れた女性ランナーに適切な処置が取られなかったため、障害が残ってしまったという内容でした。大会の救護車にAEDは積んであったのに、女性だからと肌を出すのをちゅうちょして、救急車が来るまで使われなかったために起こったといいます。スポーツ大会でAEDが用意されていても、このような事故が起こり得るのかと驚いたところでした。

最近、町なかではよくAED設置のマークがついている事業所などを見かけるようになりました。しかし、いざというときには慌ててしまい、AEDを探すのに時間がかかったりします。AEDの所在地をスマホなどですぐに確認できる方法はないのでしょうか。

また、女性への使い方も含め、AEDの使用方法を市民にどのように周知しておられますか。関係局長の御答弁をお願いします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 私からは、AEDの所在地の確認等につきましてお答えさせていただきます。

AEDの設置場所につきましては、日本救急医療財団が全国的なAEDマップを作成されており、当該財団のホームページにおきまして、このマップに登録されている本市の設置場所も確認できる状況でございます。

また、本市のホームページにおきましても、AEDの適切な管理方法や一般的な使用方法と併せて、当該財団のホームページの御案内を行っているところでございまして、新たにふれあい出前講座も活用いたしまして、引き続き市民の皆様への周知に努めてまいります。

〔西岡哲弘消防局長 登壇〕

○西岡哲弘消防局長 私からは、AEDの使用法の周知についてお答えいたします。

日本AED財団によりますと、女性への使用につきましては、必ずしも肌を露出する必要はなく、着衣のままでもパッドを素肌に貼ることができれば作動できるとされております。

そこで、消防局では救急講習会等におきまして、応急手当の一環として女性に配慮した使用方法を含めたAEDの実技指導を行っているところでございます。

また、119番通報時には必要に応じて日本救急医療財団が作成していますAEDマップを活用し、通報者へ設置場所の情報提供を行うとともに、使用方法の指導も併せて行っているところでございます。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 私は、建物や場所を探すのにグーグルマップを使用します。質問に当たりグーグルマップで検索しましたが、「AED設置」では載っていませんでした。

「AED」という3つの文字だけでも載っておりません。グーグルマップを使わず普通のインターネットで「AEDマップ」または「AED設置場所」と検索すれば、先ほど御紹介のあった日本救急医療財団のマップがありました。ぜひこのことも多くの皆さんに周知されるといいなと思います。

それでは、通告2番目。

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方、これをノーマライゼーションといいます。ノーマライゼーションに関する質問です。

昨年11月の新聞に載っていた記事の内容が気になりましたので、提案させていただきます。

膀胱がんを公表したアナウンサーでキャスターの小倉智昭さん（74歳）は、闘病の中で感じた不便さを明かし、「男子トイレにも汚物入れを置いて」と言い続けているんだそうです。膀胱を全摘し代用膀胱をつくってから、尿漏れが止まらなくなったため尿取りパッドが必需品で、1、2時間ごとに交換しなければならなくなったとのこと。

小倉さんは、「男も中年になれば酔っ払ってちびるとか、トイレを出て数歩も歩いたらズボンがぬれていたとか、誰だってありますよね。だったら、パッドを使えばいいと思います。全然恥ずかしいことじゃないですよ」と言っています。

私の知り合いにも、それなりの地位にあるのでズボンをぬらしては恥ずかしいから、尿取りパッドをつけているという人がいます。交換後の尿取りパッドを持ち歩くのは一荷物にもなるので、男子トイレにも汚物入れがあれば、普通に生活ができるようになります。障害があっても普通に社会生活ができるノーマライゼーションを具体化する取組です。

市の施設には率先して男子トイレにも汚物入れを置いていただきたいと思います。また、デパートやスーパーマーケットなど人の集まる施設にも、市から働きかけていただけないでしょうか。熊本市は人に優しい町だなど、旅行者にも感じてもらいたいと思います。健康福祉局長の御答弁、お願いいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 膀胱がんや前立腺がんの治療をされた方や、その他疾病等の理由により尿取りパッドを使用されている方の中には、その処理等の不安を一因として、外出に不便を感じている方もいらっしゃるかと推察されます。

男性用トイレに汚物入れを設置している施設は市有施設にはなく、民間施設については現時点では把握はしておりませんが、今後、誰もが社会参加でき、暮らしやすいまちづくりを進める中で、議員御提案の男性用トイレへの汚物入れの設置につきまし

では、まずは他都市調査や関係機関等の御意見をお伺いし、必要に応じて関係部署へ伝えてまいりたいと考えております。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 局長、御答弁ありがとうございます。

ある程度、期間が過ぎましたら、その後、男子トイレに汚物入れの設置は進みましたかとお尋ねいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、通告3番目の質問です。

平成28年と平成30年の本会議一般質問において、兵庫県明石市の子供の貧困対策を紹介して、離婚後の子育てと養育費の確保を本市においても進めていただきますよう質問させていただきました。令和元年第4回定例会では、ひとり親家庭における子供の養育に関する法制度の充実と財政支援を求める意見書を提出いたしました。また、昨年11月には、所属する会派の市民連合から市長へ、熊本市政策及び予算に関する要望書において、離婚後の子ども養育支援制度の確立を要望させていただきました。

このたび新年度当初予算案に新規事業として、養育費履行確保等支援事業があります。事業内容の説明に、養育費に関する公正証書作成や保証契約に係る費用への助成とあります。これまでの質問、意見書提出、会派による要望書などを真摯に受け止めていただいた結果だと思い、大変感謝申し上げますところであり、ありがとうございます。

立派な制度を創設しても、これを推進するのは現場の職員です。ひとり親家庭への支援策については、東区保健子ども課に養育費専門相談員を常駐配置しておられます。相談員が十分な活動を行えてこそ、新規事業もその効果を発揮していきます。

そこで、お尋ねいたします。

1点目、相談件数の推移はどうなっておりますか。

2点目、相談員の活動は、東区への常駐配置だけで足りていますか。これまでの相談には対応できていますか。市内全区に配置の必要はないですか。

離婚の際に決めることは、離婚、親権という届出に必要なことだけではなく、養育費、慰謝料、財産分与などのお金にまつわるもののほか、親権者とならなかったもう一方の親と子供との面会交流や厚生年金、共済年金の離婚時年金分割などがあります。中でも、年金分割は協議だけでは手続きできませんので、公正証書を作ることに大きな意味があります。離婚後にまで新たな紛争を起ささないような解決をすることは大事です。離婚後の紛争は、子供に大きな影響を与えることとなりますから、弁護士会との連携は大変重要なことだと思います。

そこで3点目、弁護士会との連携を図ることについて、どうお考えになっておられますか。

健康福祉局長の御答弁をお願いいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 養育費相談につきましては、市民の皆様の利便性やニーズを

考慮して東区役所に養育費専門相談員を配置し、面談のほか、電話、メール等により市内全域の相談に対応しているところでございます。

相談件数の推移につきましては、平成30年度が332件、令和元年度が378件、令和2年度が303件でございました。このほか、離婚前後の養育費取得のための取決めや支払いの履行、強制執行等、法的に特に専門性が必要な場合は、相談業務を委託しております熊本県ひとり親家庭福祉協議会におきまして、弁護士による法律相談も行っているところでございます。

養育費専門相談員の拡充や熊本県弁護士会との連携につきましては、新たに開始いたします養育費履行確保等支援事業の実施状況や各種相談の状況を見ながら、検討してまいりたいと考えております。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 局長、御答弁ありがとうございます。

今、子供たちは、そしてその親は何に困っているのか。何か行政として手助けできることはないのかといつも考え、取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、通告4番目。

DV加害者更生教育プログラムの実施体制についてお尋ねいたします。

DVは人の尊厳を踏みにじる犯罪です。繰り返し行われる可能性が高い犯罪です。そして、次世代へも伝染する深刻な犯罪です。加害者も、またその親からDVを受けていた被害者なのかもしれません。

内閣府の調査によると、2020年度のDV相談件数は19万30件で、コロナ感染前から1.6倍となっており、担当者の話では、コロナ禍に伴う収入減や生活不安が家庭内で弱い立場にある者への暴力につながっていると、本年1月の新聞に載っておりました。同じ記事の中で、DV加害者更生教育プログラムを内閣府は策定し、自治体の事業に位置づけて、警察や児童相談所と連携してDV加害者の構成に向け、プログラム受講を推進していくとありました。

そこで、プログラムの必要性と自治体の事業としての位置づけや関係機関との連携について、どう取り組んでいかれますか。文化市民局長の御答弁をお願いいたします。

〔横田健一文化市民局長 登壇〕

○横田健一文化市民局長 DV被害につきましては、本市としましてもこれまで様々な加害者支援、被害者支援を行っているところでありますが、加害者の行動変容を促すことも被害者減少の一つの手段だと認識しているところでございます。

DV加害者更生教育プログラムにつきましては、内閣府が示しますスケジュールによりますと、令和3年度内に基礎的なガイドラインを策定、令和4年度に試行後、本格ガイドラインを策定する予定となっております。

本市といたしましては、今後とも国の動向を注視し、関係機関との連携も含め、適切な支援体制を研究してまいりたいと考えております。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 答弁、ありがとうございました。

DV加害者更生教育プログラムの有効、適切な実践は、被害者を救うばかりではなく、加害者自身もDVの呪縛から解き放たれ救われる、そのような重要な事業ではないかと思われまます。万全の態勢で臨んでいただきますよう、切にお願い申し上げます。

ところで、私は自分の老後に備えてヨガを始めました。健康のためだけでなく、けがの防止にもなるのではないかと考えております。コロナ禍になってからのヨガの受講者も本当に少なくなりました。スポーツジムにおいても同様な状況と聞いております。インストラクターの先生は収入も細くなり、生活もさぞや大変でしょう。収入の糧に少しでもなるならばと、ユーチューブにヨガのプログラムをアップしてみようかと考えておられる先生もいると聞いています。

ヨガに限らず、熊本には文化的なスキルを持っている方がたくさん、たくさんいらっしゃいます。例えば、肥後象眼、肥後てまり、からしレンコン、数え上げれば切りがないくらい熊本文化は多種多様です。これらの作り方を紹介するだけでなく、商品もインターネットを利用して販売できるようになれば、収入も増えるのではないのでしょうか。

このような熊本のいろいろな文化を全国に発信して、少しでも日々の暮らしのなりわいの一助にでもなればよいだろうと考えています。

そこで、お尋ねいたします。新年度にスタートアップ支援事業を計画されているところですが、1人からでもできるこのような小さな起業への支援もできないものではないのでしょうか。

経済観光局長の御答弁をお願いします。

〔田上聖子経済観光局長 登壇〕

○田上聖子経済観光局長 本市では、新たに創業される方々に対し、経営相談や融資相談、様々な経営スキルを学ぶセミナーを実施するなど、総合的な創業支援を行っているところでございます。

議員御提案のように、個人や事業者がユーチューブなどを活用するとともに、新たにインターネットを活用した取組を支援するセミナー等も開催いたしております。また、来年度からは、近年ニーズが高まっている商品販売や資金調達の費用の一部を助成するなど、様々な取組を進めてまいります。

さらに本年4月、リニューアルオープンするスタートアップ支援施設「クマモトスタートアップセンタークロスポイント」におきまして、これまでの創業支援に加えて、若者向けの起業機運醸成セミナーや先輩起業家による伴走型の助言、指導などにも取り組み、次代の熊本の産業の担い手となる起業家を発掘、育成し、地域経済のさらなる発展につなげてまいります。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 局長、御答弁ありがとうございました。

コロナ禍で、経済活動ができていない市民の皆様の小さな取組にも目配りしていただき、手内職のような商品の販売やユーチューバーの育成にも優しく御指導をお願いいたします。

通告6番目です。

全国的にマイナンバーカードの取得が進められており、本市も積極的に取り組んでおります。国はマイナンバーカードを健康保険証の代わりに使うシステム整備を進め、全国の医療機関に広げる考えで、国民の生涯にわたる健康医療データや電子カルテが蓄積され、本人自身が閲覧できるようになると聞いております。

今年1月の新聞によると、民間が開発したスマホのアプリで、病院の検査結果や病名、手術や投薬の記録、CT画像をいつでも確認でき、新型コロナウイルスのワクチン接種記録の確認や接種証明もできるそうです。患者が他の病院で受診するときも、二重に検査を受ける必要もありません。既に全国で幾つもの病院が導入しているそうです。

今後、熊本の病院でこのようなアプリの導入などの取組が進んでいくと思いますが、どのようにお考えでしょうか。また、医療機関での個人データがサイバー攻撃を受けて、実際に被害に遭っていることがニュースになり、心配しております。このような備えはできているのでしょうか。健康福祉局長の御答弁をお願いします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 患者御本人の医療等の情報を御自身で閲覧、活用できる仕組みの構築につきましては、議員御案内のとおり、一部の民間企業等でサービスの提供が始まっておりますほか、国におきましては骨太の方針等に基づくデータヘルス改革の推進の一環として、マイナンバーカードの活用も含めた取組が進められているところでございまして、本市といたしましても引き続き必要な情報の収集や研究を行ってまいります。

次に、医療機関等に対するサイバーセキュリティ対策につきましても、厚生労働省からランサムウェアを利用したサイバー攻撃に対する医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等が示されており、引き続き管内の医療機関等に対しまして速やかな情報提供と注意喚起に努めてまいります。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 健康福祉局長、何回も御答弁いただき、ありがとうございました。

IT新時代となり便利になっていく半面、新たな危険性も生じてきています。よいことは上手に取り込み、悪いことは万全の備えをお願いいたします。

通告7番目は、市民の皆様が愛し、誇りとしている水前寺江津湖公園についてでございます。

一昨年、第4回定例会一般質問で、水前寺江津湖公園の中の野鳥の森の破壊について質問いたしました。わざわざ菊池溪谷に行かないでも、この熊本市内の市街地の真ん中で、清冽な水と豊かな森、その空間を味わうことができます。水前寺江津湖公園、

その芭蕉園の南側、野鳥の森付近においては、深山幽谷の雰囲気味わえます。いや、味わえました。過去形です。

宅地開発で小高い森も切られ、野鳥のすみかでもあった天然の斜面がコンクリート擁壁へとさま変わりしました。自然豊かな溪谷であったのに、今ではまるで無味乾燥な排水路です。大変残念です。とても諦め切れません。

一昨年からの続きになりますが、市長にお尋ねいたします。

1点目、野鳥の森の破壊は食い止められなかったのか。

2点目、同じことを繰り返さないためにはどうしておけばいいのか。

3点目、宅地開発やコンクリート擁壁の工事に市はお金を出していると聞いておりますが、本当ですか。

市長、御答弁よろしくお願ひいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 議員お尋ねの土地につきましては、令和2年第4回定例会で御説明いたしましたとおり、都市計画道路の区域として事業認可区間でもなく、また、都市公園や環境保護地区の指定等もないことから、用地取得は行われなかったものでございます。

一方、水前寺江津湖公園とその周辺につきましては、豊かな自然環境を有しております。本市では、令和2年3月に水前寺江津湖公園利活用保全計画を策定するなど、現在、豊かな水や生物多様性の保全等に取り組んでいるところです。

今後とも江津湖の持つ恵まれた自然環境を保全し、次世代に継承してまいりたいと考えております。

2つ目の宅地開発やコンクリート擁壁工事への補助等についてのお尋ねでございますが、当該民有地の擁壁につきましては、熊本地震で被災したのり面の復旧が行われたものでありまして、県の復興基金を活用した熊本市宅地復旧支援事業の実施に関する補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を行ったものでございます。

復旧に当たっては、建築基準法などの関係法令等に沿って、安全面も考慮した工法で実施されていることを確認しております。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 令和2年の市長答弁で、江津湖の自然環境を残してほしいという江津湖架橋問題懇談会からの要望を受けまして、江津湖に架橋する約300メートル区間については、事業化が見送られたものとお答えになりました。

市がその判断をした昭和の当時、または少し遅れて平成18年の都市計画道路の見直し、その時点において廃止候補路線として選定していたそのときにでも、都市公園や環境保護地区の指定に取り組んでいたら、野鳥の森が破壊されるようなことはなかったのにと私は考えております。

市の制度に基づいて補助金の申請者から交付せざるを得なかったのというのは分かりますが、野鳥のすみかでもあったのり面の復旧には、コンクリート擁壁ではなく多

自然型工法もできたであろうにと指摘させていただきます。

さて、昨年10月、見ず知らずの方から「江津湖野鳥の森について」とのタイトルで、Eメールをいただきました。全く見ず知らずの方からのメールでした。読み上げて、その内容を御紹介いたします。

「令和2年熊本市議会のインターネット中継を見ました。江津湖野鳥の森について質問されていたのを拝見し、感銘を受けました。ありがとうございます。我が家は男の子が3人おり、食べ盛りなので、ふるさと故郷熊本へのふるさと納税で米や肉、野菜などの農産物を返礼いただいております。でも、もし野鳥の森の復元のためなら、全額返礼なしで熊本市にふるさと納税したいです。その仕組みが必要です。報道によると、野鳥の森の土地は外国資本に渡ったようですが、諦めておりません」というものでした。

市議会のホームページで議会一般質問が録画中継されております。どれだけの人が御覧になっておられるのだろうかと思っておりました。しかし、このようなメールを拝見して、実際に関心を持って見ておられる人もおられると感心したところでした。ますます気持ちを引き締めて議会活動しなければならないと、心を新たにしたところでございました。

そこで、市長にお尋ねいたします。

1点目、野鳥の森があったところの状況はどうなっておりますか。今後、さらに破壊が進むのではないかと懸念いたします。何か情報は入っていますか。

2点目、外国資本の手に渡ったというのは事実ですか。何のためにそのようなことをしたのでしょうか。

3点目、野鳥の森の復活など、環境保全事業をふるさと納税の返礼品対象にしていただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 議員御案内の水前寺江津湖公園に隣接した民有地の譲渡につきましては、新聞報道等で認識をしておりますが、その目的については承知しておりません。また、当該民有地の今後の情報につきましては、法令等に基づく届出等もあっていないため承知をしておりますが、仮に新聞報道にあるように地下水の採取が目的であった場合でも、熊本市地下水保全条例に基づく地下水の適切な利用が行われるよう必要な措置を講じてまいります。

最後に、環境保全への関心も高まっておりますことから、環境保全事業に活用できるふるさと納税のメニューについては、検討してまいりたいと考えております。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 市長、答弁ありがとうございます。

熊本に生まれ育ち、巣立っていかれた方々、一時的にせよ熊本に住んで、熊本をふるさととも思っておられる方々、熊本に旅して、このようなところをぜひとも日本に残してもらいたいと感じておられる方々、そのような多くの方々に対して、ふるさと

への感謝の受皿を用意することは、大切なことであると思います。

熊本には具体的に環境を守っていく場所が多く、たくさんございます。ぜひ前向きに取り組を進めていただきますようお願いいたします。

さて、通告の9番目です。

私の住んでいる地域に古くからの公営住宅があります。入居者も高齢化してコミュニティ活動も停滞しており、3、4階の高いところには高齢者は入りたがらず、空室も目立っています。市内全域で古い市営住宅は同様の状況にあると思われま。

そこで、お尋ねいたします。地域コミュニティの活性化につながるように、若い人たちの入居促進を図っていただけませんか。

都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 市営住宅への若年層の方の入居促進を図りますため、昨年10月に入居要件を緩和し、エレベーターのない高層階部屋などの入居促進住宅につきまして、通年で先着による入居申込み受付を開始したところでございます。

これまでの実績といたしましては、本年2月末時点で123世帯からのお申込みがあつて、このうち約45%となる55世帯は、稼働年齢層であります60歳未満世帯からの申込みとなっております。

一方、直近で実施いたしました本年1月の定期募集では、お申込みが546世帯で、このうち約35%となります193世帯が60歳未満世帯からのお申込みとなっており、通年募集により若年層世帯の入居促進効果として、約10%ほど高くなって現れているところでございます。

引き続き、この通年募集制度の周知につきまして市政だよりや市のホームページ、また市政ラジオ広報番組等においてPRに努め、コミュニティの活性化へつながるように若年層世帯への入居促進を図ってまいりたいと考えております。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 ありがとうございます。

つい先日、通年募集の案内を熊本市からのLINEで見ました。若い人たちがよく利用するSNSでの発信は、よい取組だと思います。積極的に取り組んでおられる様子をうれしく思います。局長、答弁ありがとうございます。

さて、通告10番目です。

令和2年第4回定例会の一般質問で、学校改革教員の時間創造プログラムの最終年度に当たり、どのような検証を行い、どう評価しているか、第2期プログラムの重点課題は何かとお尋ねいたしました。教育長には、第2期プログラムでは部活動の運営体制の見直しや教頭業務の軽減等に取り組むとお答えいただきました。

私は、自分の経験を通して、部活動の見直しこそは教員の働き方改革の最重要課題だと感じておりますので、自分のことを少し紹介させていただきます。

私は、大学院を出るとき地元に残りたいため、県職員の採用試験を受けて、学校事

務職員として小学校に勤めました。教員免許は高校と小学校を持っています。小学校免許は、勤め始めてから難関と言われていた文部省の小学校教員資格認定試験で取得しました。しかし、教員になるのをやめたのは、目の前で見た学校教員の働き方に疑問を感じていたからです。

大学の教育で部活動について学んだこともないのに、学校教員になったからといってやったこともない種目の部活動を指導し、勤務時間外の遅くまで働き、土曜、日曜まで出て行って、大して報酬もないのに自分の貴重な時間を使うようになる。自分の人生はこんな人生でよいのかと思ったからです。私は自分の経験を踏まえて、教員が部活動をさせられていることが教員の過酷な働き方の元凶だと思っています。

そこで、部活動の運営体制について、部活動の是非も含めて見直しにどう取り組んでいくのか、教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動です。

一方で、部活動の設置、運営は、法令上の業務として求められるものではなく、必ずしも教職員が担う必要がない業務と位置づけられていますが、実態としては教職員の献身的な勤務によって支えられており、持続可能な部活動と学校の働き方改革の両方を実現していくことが求められていると考えております。

そこで、第2期学校改革！教職員の時間創造プログラムにおいて、重点項目として部活動改革に取り組むこととし、部活動指導や運営を担う新しい団体を創設し、休日、平日にかかわらず一貫して指導ができる仕組みづくりを目指しております。

現状では、運営団体の構築に向け関係機関と協議を進めるとともに、運営団体において指導者としての活用が想定される部活動指導員の指導時間の拡充等にも取り組んでおります。

今後、国において検討が進められている部活動の地域移行に関する提言内容も踏まえた上で、関係課長や教職員の代表者等で構成するプロジェクト会議や関係機関との協議により課題を整理し、プログラムに基づく取組を着実に推進してまいります。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 先ほどは私の経験をお話させていただきました。四十何年も前の話です。最近では学生が教員になりたがらず、学校現場では教師不足になっていると報道されております。

このようなことになったのは、私が経験したようなことが長い間、改善されずにきたためではないかと思います。一番の被害者は、教員になるのを諦めた者ではなく、過酷な働き方をしている教員から教育されている子供たち、子供たち自身が被害者です。

遠藤教育長、ぜひとも不退転の強い気持ちで教員の働き方を改善してください。議

会の皆さんも、どうぞ御理解のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、通告11番目の校区の見直しと柔軟化についてです。

子供たちが目の前にある近くの小学校に通学できず、遠く離れた小学校への通学を余儀なくされている状況を改善するために、令和元年第2回定例会で、校区の見直しと柔軟化について取り上げさせていただき、その後、毎年質問を続け、今回で4回目となります。

昨年、第3回定例会では、緩衝地区の設定、または校区変更の提案を地域へ行い、協議を進めてまいりますとの答弁をいただきました。その後、どのように進んでいるのか、教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○**遠藤洋路教育長** 令和3年10月頃に桜木東校区と東町校区の各自治会や各種団体などに対し、桜木東小、東町小などの保護者に実施した通学に関するアンケートの結果について説明を行いました。あわせて、桜木東5町内を対象とする校区変更や緩衝地区設定の提案も行ったところです。

その提案を各校区で検討された結果、桜木東5町内を東町小学校、東町中学校の緩衝地区に設定する案が各校区において承認されたところです。地域の承認が得られたことから、今後は教育委員会で緩衝地区設定に向けた手続を進め、令和4年度中に緩衝地区とする予定であります。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○**田上辰也議員** 校区の見直しと柔軟化については、大西市長もさきの市議選マニフェストに取り上げておられ、私も以前から地域の要望としてずっと聞いておりましたので、令和元年の本会議で質問させていただき、毎年質問し続けてきました。令和4年度中に緩衝地区に設定する予定とのことです。

ここに至るまで多くの時間と教育委員会の御労苦がありました。なぜこのように大変なことになるのか、考えていただきたいと思います。子供たちのために第一に考えれば、学校から半径1キロメートル以内に住んでいる子供たちは、優先的に近い学校に通学できるとするのが最も合理的な方法ではないかと思います。

また、町内単位で設定していることに対する疑問もあります。町内の線引きは、時の事情で変化します。幾つかの町内に分けられたりもします。くっついたりもします。その背景にはいろいろな事情があります。町内役員も変わりますので、意見も変わります。校区や緩衝地区の設定は町内単位ではなく、よく住宅地図で書かれておりますが、丁目などの街区単位にするべきではないでしょうか。もっと教育委員会が主体性を持って、子供本位にこれを進めていってもいいのではないのでしょうか。

また、市長がマニフェストでも取り上げられましたように、私が取り上げた東部地区の1、2の地域での課題でもないと思います。市内全域でも起こり得る、またはやろうとしてもなかなかできない、諦めさせられている。そういう課題ではないかと考えます。

この議論は次の機会とさせていただきます。取りあえず、ある程度の結論が見えるところまでこぎ着けてこられた教育委員会の皆様に感謝申し上げます。

さて、通告12番目の公立夜間中学校の検討状況につきましては、先日の代表質問で公明党の浜田議員からの質問に既にお答えになっておられますので、私からの質問としては割愛させていただきます。

実は県立高校の「定時制通信制の火を消すな県民集会」というのが毎年、県内各地で開催されております。熊本市において、最近では2018年に大西市長と遠藤教育長に、去年は都合により深水副市長と遠藤教育長に来賓として御出席いただき、開催されました。

それから、議場の議員の皆様、来賓の中に本市議会の大先輩である主海偉佐雄元市議会議長が熊本県高等学校定時制通信制教育振興会会長として、元気に出席しておられたのを御紹介いたします。もう何十年もほぼ毎年各地の県民集会に来られているそうです。私たちのお手本のような方です。議会上げて定時制通信制教育を振興しようではありませんか。来賓出席の仲介を担わせていただきました私から、改めて心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

夜間通学できる高校があることの必要性は、市長も、教育長も御理解いただいていると思います。夜間中学校についても高校と同様に必要とする子供がいますので、熊本市内への新設については、前向きに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

以上、私の予定していた質問は終わりました。最後に一つだけお礼を申し上げたいことがございますので、少し時間をください。

令和4年度当初予算において新規事業として、おくやみサポート窓口、仮称でございますが、おくやみサポート窓口を全区役所に設置する予算が計上されております。これは公明党の吉田健一議員から質問が行われ、また、私も令和2年第4回定例会において質問したものであります。

超高齢社会とともに到来する多死社会、多くの人が死んでいく多死社会に備え、御遺族の負担軽減につなげるこの取組がいよいよ本市において始まることについて、大いに安堵しております。

執行部の皆様におかれましては、これまでいろいろと研究を進められ、様々な検討を重ねてこられたものと拝察いたします。この取組は設置すれば進むというものではありません。今後も市民目線に立って改善を重ねながら磨き上げていくことは大切ですので、どうぞよろしく願いいたします。おくやみサポート窓口設置に対するお礼と要望とさせていただきます。ありがとうございました。

本日は、新型コロナウイルス感染症予防による傍聴制限のある中にお越しになられた皆様、インターネット中継によって御覧になっておられる皆様に心から感謝申し上げます。

以上で私の質問は終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍

手)

○原口亮志議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時08分 休憩

午後 2時00分 再開

○原口亮志議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○原口亮志議長 一般質問を続行いたします。

村上博議員の発言を許します。村上博議員。

〔34番 村上博議員 登壇 拍手〕

○村上博議員 皆さん、こんにちは。市民連合の村上博です。

今日は多くの皆さん御存じのように、世界女性デーということで、胸に私、ミモザの花を、ドライフラワーですけれども、これは吉村議員の奥様がお作りになられたブローチといいますか、お手製の、これを胸につけさせていただいて質問させていただきます。

イタリアでは、このミモザの花にちなんで3月8日、ミモザデーというんだそうです。女性デーということだけではなくて、毎日が女性デーでないといけないのかもしれませんが、特に今日は女性デーということで心を引き締めて質問させていただきたいと思います。

まず、福祉の問題としまして、児童虐待防止と家庭養育環境の確立ということで、里親支援のフォスタリング機関と児童虐待防止の児童家庭支援センターの増設についてお尋ねしていきたいと思います。

さて、児童虐待が止まりません。国が統計を取り始めた1990年に児童相談所への相談件数が1,101件から31年間ずっと右肩上がり、過去最多を更新し続けています。マスコミが取り上げ続けることで社会の関心は高まったものの、虐待は毎年、過去最多を更新しています。

2021年には統計を取り始めてから初めて20万件を突破、20万5,029件となりました。この数字は1990年の1,101件からすると、実に186倍になります。その間、国は1994年に子どもの権利条約を批准し、2005年5月には児童虐待防止法が超党派の議員立法で成立しました。それでも虐待には歯止めがかからず、過去最多を毎年更新しております。

2016年4月に児童福祉法が改正され、権利の主体は子供であることが明確となり、児童福祉関係の人たちは、この子ども権利条約の理念を取り入れた改正児童福祉法を指して革命的と表現し、高く評価されています。

では、本市の状況はといいますと、直近の2016年の相談対応件数は570件でしたが、

その後、毎年20%強の高い伸び率で増え続け、2019年に1,114件と1,000件の大台を突破し、翌年の2020年には1,360件となり、全国同様に6年間ずっと過去最多を更新しました。

国は2016年の改正児童福祉法を受け、児童虐待を受けた子供たちに家庭的養育環境を提供するために、里親委託に力を入れ始めました。しかし、全国同様、本市の里親委託数も委託率もなかなか伸びず、2018年には都道府縣市別里親委託率の順位で、委託率10.85%で全国最下位となり、熊本県は下から4番目でした。翌年、令和元年度には最下位を脱したものの下から4番目、逆に熊本県が最下位となりました。

本市の直近の6年間を見ると、毎年約260人が児童養護施設に在籍し、18歳になると行政からの支援は途切れ、厳しい人生を1人で歩まざるを得ない状況です。登録里親数は少しずつ増えてはいますが、児童養護施設に在籍している260人の子供たちに対し、まだ100人に届いていないというのが現状です。

熊本県と本市は、2029年までに里親委託率を38%にするという共通目標数値を示していますが、達成するには現状、かなり厳しい状況です。その原因は、里親制度を包括的に支援するフォスタリング機関の少なさにあると私は思っています。

昨年4月から本市で初めてのフォスタリング機関が設置されました。1つのフォスタリング機関が丁寧にフォローできるのは30世帯ほどだと言われており、その少なさは数字の上からも明らかです。この6年間、毎年度末に平均260人ほどの子供たちが児童養護施設に在籍している現状からして、フォスタリング機関を増やすことは急務だと思います。

さらに、これだけの人数の子供たちが家庭的養育の環境ではない状態での生活が長期間にわたっていることを考えると、およそ260人の子供たちを家庭的養育環境である里親への委託を増やし、さらに児童虐待をいかにして減らすのかということに尽きるだろうと思います。

2016年の改正児童福祉法の第10条の2によって、国は家庭総合支援拠点の設置を地方自治体に2022年度末までに義務づけております。この拠点は、まさに子供の命、心と体を守るための制度設計であり、設置主体は市区町村です。この家庭総合支援拠点の機能をしっかり発揮させることが重要だと思います。

そこで、次の2点を提案いたします。

まず1つ目に、家庭的養育体制を包括的に推進するフォスタリング機関を増設すること。

2つ目に、児童家庭支援センターの事業所を増設すること。

この2点を提案いたします。

次代の熊本市を担う大事な人材である子供たちへの虐待を何としても食い止めるという市長の強い思いをお聞かせください。市長と共有できることを期待し、さらに私の2つの提案についても市長の決意をお聞かせください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 児童虐待は社会全体で取り組むべき重要な課題であると認識しており、これまでも児童相談所の体制強化等に取り組んでまいりました。さらに、児童虐待を未然に防ぎ、早期の対応を充実させるため、地域で生活する児童を支援する児童家庭支援センターや里親養育を推進するフォスタリング機関を設置したところです。

児童家庭支援センターは、子育て中の保護者等からの相談に対応していますほか、児童相談所からの委託を受け、児童虐待の再発防止プログラムの作成やこれに基づく指導に取り組み、児童虐待の重篤化の予防に効果を上げているところです。次に、フォスタリング機関につきましては、里親委託率の目標達成に向け、広報やリクルート活動の強化、研修の充実、支援体制の整備などに取り組み、今年度末には新規里親登録数の増加が見込まれるなど、一定の成果を上げてきております。

いずれも今年度から事業を開始したところでございまして、実績、効果等について今後検証し、児童虐待の相談状況等の推移も考慮した上で、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

子供が安心して生活できる社会の構築に向け、児童相談所、子ども家庭総合支援拠点である区役所、児童家庭支援センター、フォスタリング機関等の連携を強化し、児童虐待の防止や社会的擁護の推進に全力で取り組んでまいります。

〔34番 村上博議員 登壇〕

○村上博議員 一昨年度12月に補正予算で今、市長が説明されたようにフォスタリング機関、児童家庭支援センターの予算がつきました。そして、昨年4月1日から稼働を始めたわけですけれども、検証されるということで今後の展開、先ほども申し上げましたように、毎年260人もの子供たちが児童養護施設に在籍しているということを考えると、今後ますます力を入れてほしいということに強く市長には期待しております。

さて、福祉問題の2つ目、本市の障がい者雇用の方針についてお尋ねいたします。

地域で自立生活を実現する障がい者が増え、町なかで見かけても珍しくなくなってまいりました。東京オリンピック・パラリンピックでも、障がい者たちの熱がこもった競技に感動を覚えられた人も多かったと思います。

東京パラリンピックで競泳男子バタフライ100メートルの決勝で、世界ランク1位の木村敬一選手が金メダルを獲得し、熊本市出身の富田宇宙選手は銀メダルを獲得し、日本がワンツーフィニッシュの快挙を演じました。2人が切磋琢磨する様子はNHKの特集番組で放映され、障がいのあるなしとは関係なく、2人のアスリートの生き方に私も感動を覚えた一人です。

こうしたスポーツの場面だけでなく、多くの場面で障がい者が活躍する場面が増えてきました。そして、日常的に当たり前地域での生活の場面を目にします。地域生活の基本が働くということです。当たり前ですが、障がいを持ち、できないことも多々ありますが、必ずしも本人の思うように仕事ができるわけではありませんが、ここにできない部分のサポートがあれば、能力を発揮して仕事ができます。サポート次

第で能力を大いに発揮できます。

行政には民間より高めに設定された障害者雇用率があります。本市は当然ながらその雇用率を達成しておりますが、民間の雇用状況をリードするような障がい者の働く環境づくりのお手本として、その雇用が期待されております。

私は段差や上下移動などハード面のバリアフリーが整えば、ほとんど不自由さを感じることなく日常の生活ができます。しかし、視覚障がい者や聴覚障がい者など障がいが違うごとに必要な配慮も、またそれぞれに違います。本市にも障がい者の職員がおられます。

そこで、お尋ねいたします。

1つ目に、本市の障がい者職員の人数と障がい種別。

2つ目、それぞれの障がい者職員が、また、今後勤めるであろう障がい者の人たちが働きやすいように取り組まれている条件整備については、どのように考えておられるのか。

以上、総務局長にお尋ねいたします。

〔宮崎裕章総務局長 登壇〕

○宮崎裕章総務局長 障がい者の職員に関しましてお答え申し上げます。

現在、会計年度任用職員を含め合計215人の障がい者を雇用しており、内訳は身体障がい者が144人、精神障がい者が45人、知的障がい者が26人でございます。

本市におきましては、障がいのある職員一人一人がその能力を発揮し、就労の定着等を図ることができるよう、様々な職場環境の整備に取り組んでいるところでございます。

具体的には、職業生活相談員等による相談支援体制の充実を図りますとともに、合理的配慮の観点から障がいの特性や本人の希望を踏まえた配属先の決定や業務とのマッチング、さらには執務室のレイアウト変更や、所属長等に対して障がいの特性について理解を深めるための研修や啓発等を行っているところでございます。

引き続き、これらの取組を積極的かつ着実に推進し、障がいのある職員が安心して働ける環境づくりに努めてまいります。

〔34番 村上博議員 登壇〕

○村上博議員 本市では、障がい者の雇用率は高めの雇用率というのが設定されておりますけれども、当然ながらそれを超えております。熊本市は熊本市最大の企業ではないかと、働く人が多いので、その中に障がいを持った人たちが同じように働くというのは当然のことだろうと思います。市役所を訪ねた人たちが障がいを持った人たちが当たり前のように働いている姿を見て、地域にもそういう人たちが当然働くべきだというふうに考えていただきたいなというふうに思います。

私が30年ほど前ですか、ある企業の全国に支店を持つような企業でしたけれども、1年間でしたけれども勤めた折に、課長から松葉づえをつかない軽度の障がい者を紹介してほしいと言われました。それは本社から障がい者雇用に関しての指示が出てい

たということなんですけれども、できるだけ軽い障がい者をという意味合いのお尋ねに、私はもうそういう時代ではありませんよ、ハード面を改造してでも障がい者を雇用するという時代に入っていますよということを答えた記憶があります。

今は障がい者雇用の担当者にそういう方はいらっしやらないと思いますけれども、障がいを持った人たちがもっと社会の中で生き生きと働けるような環境を整備していくことは、当然行政だけではなく社会全体の問題ではないかなというふうに思っております。

それでは、福祉問題の3つ目といたしまして、生活援助型訪問サービス従事者講座をお尋ねいたします。

少子高齢社会の到来が叫ばれて久しくなります。少子化が進み、人口に占める高齢者の割合は高くなっています。高齢者の人生が豊かで楽しめる前提として、安心して地域で暮らし続けられる条件整備だと私は思っております。

調理や掃除、洗濯などの生活援助を受けるだけで、地域で暮らし続けられる高齢者は多くおられます。しかし、これまでできていた調理や掃除などができなくなったり、しんどさを感じ始めた途端に自信をなくされる高齢者もおられます。

そんなとき高齢者の居宅を訪問し、代わって火事を安価に提供するサービスがあれば、高齢者の人はきっと楽になり、楽しむ幅も広がり、時間も増えると思います。このように考えていた私は、本市が生活援助型訪問サービス従事者養成講座を開講されていることを知りました。

そこで、幾つかお尋ねいたします。

まず1点目、講座を始めた時期と講座の内容は。

2点目、年間の開講回数、さらにこれまでの修了者の人数は。

3点目、修了者の活躍の場はどうやって提供されるのか。

4点目、講座の開催の期限を決めてあるのか。

以上、4点について健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 初めに、生活援助型訪問サービス従事者養成講座は、平成28年度から実施しております、講座の内容は、生活援助の方法や認知症に対する理解など介護の基礎的なものとなっております。20時間を1回として年間4回の講座を開催しており、これまでに201の方が修了しておられます。

次に、この講座を修了した方は、本市が指定する生活援助型訪問サービス実施事業所におきまして、当該サービスの提供者として従事することができますことから、就労を希望される方には、ハローワークや熊本県福祉人材・研修センターへ登録されるよう御案内しているところでございます。

高齢化の進展により今後ますます高齢者を支える担い手の確保が必要となりますことから、より多くの方の介護分野への就労につながりますよう、講座の内容を工夫しながら継続してまいりたいと考えております。

〔34番 村上博議員 登壇〕

○村上博議員 ありがとうございます。

私はこの講座が6年前から開講されているということを知りませんでした。この養成講座が開かれているということを知り、とてもうれしく思いました。といいますのも、私たち施設に入っていた障がい者は、施設から地域へ出ることをまず反対されるときに、自分では何もできないだろうと、どうするんだというようなことを、多くのそういった重度の障がい者たちは言われ続けておりました。

それでも、私たちは一生を施設で暮らしたくないということで、地域に出てきたときに、ではできないことをどうするか。できないことはできる人に頼もうということで、まず最初に大学のキャンパスに出かけて、何人も何人もビラを配って、そして私の生活を介助してもらえませんか。私の仲間などは、2,000枚配ってやっと1人の介助者を見つけることができたというふうに言っていました。しかし、その仲間も27歳でやっと施設を出て、自宅を出て、地域での生活ができるようになったということで、その後は本当に生き生きとした生活をしておりました。

そういうことが私たちの周りには当たり前になりましたので、高齢者の人たちが何かができなくなったということで自信をなくして引き籠もったり、そしてすぐに施設に入ったりということじゃなくて、できないことをできる人たちがどんどんカバーをして、いつまでもできるだけ地域で暮らすということにつながるようにというふうに思っておりますので、こういう講座を知ってとてもうれしく思いました。

講座を修了した人は、やはり高齢者の人たち、どこか出かけて行って介護されるのかなと思って聞いたところ、いえ、私は働きません。では、何で受講したんですか。私の両親を介護するためです。そのために知っておきたいと。先ほど局長からも説明があったように、認知症の理解とか高齢者と一緒に暮らすときに基本的な知識というものが講座の中で授業されるということです。そういった基本的な知識を得た上で家族を介護するというのも、またとても素晴らしいことではないかなというふうに思いました。

今後こういった講座がますます開かれていくことを心から願っております。

さて、福祉問題のLGBTの子供たちの保育や教育についてお尋ねいたします。

有名人の方たちが生まれたときの性と心が違うという性の不一致、いわゆるLGBTであることをカミングアウトし、今後は本来の自分で生きていくとインタビューで答えることをマスコミが大きく取り上げる光景に、今ではそんなに驚きません。しかし、当のLGBTの本人たちは、一定の年齢になり、やっと本来の自分のカミングアウトをするわけですが、幼少時からずっと与えられた性に違和感を感じ、居心地の悪さを感じながら生きてきたのではと想像いたします。

そうした幼少期のLGBTの当事者たちがいじめの対象になったり、からかいの対象になったり、子供の頃の苦しかった体験談を聞いたことがあります。今でこそ広く多様性が認められ、本来の自分を打ち明けられる環境が整いつつあります。しかし、

そうした社会の時代の流れを受け入れられるかどうかは、育ってきた年代層の一人一人の価値観によっても大いに違いがあります。社会の価値観の様々な相違を考えると、今の保育園や小学校生活の中で、LGBTの子供たちがLGBTであることを個性の一つとして地域社会に受け入れられ、伸び伸びと育つことができる環境なのかどうか気がになります。

逆に、子供たちの中にはLGBTの子供に強い違和感を感じる子供もいると思います。違和感を感じた子供が感じたことをそのまま態度に表し、からかったりいじめたりすることがもしあったとしたら、職員はほかの子供たちにLGBTがその子の個性であることをどのように伝え、納得させるのでしょうか。最終的には子供たちだけではなく、大人である職員や保護者のLGBTに対する正しい理解や認識など、子供たち一人一人を人権に基づいて受け止められるかどうかを試されていると思います。絶対に仲間外れ、排除の方向に向かわせない大人側の取組が必要です。

関係局長のお考えをお聞かせください。

続けて、お尋ねいたします。

教育問題として、学校施設のバリアフリー化について。エレベーターの全校配置の方針についてということでお尋ねいたします。

昨年4月から施行された改正バリアフリー法で、初めて公立小中学校のバリアフリー化が義務化されました。障がいのある子もない子も地元の学校で、地域の子供たちと一緒に学ぶ機会が増える学校のバリアフリー義務化の意義は、大変大きいと感じます。私自身の高校入学のときのあの悔しい体験のように、地域の学校への入学の際、障がいゆえの悔しい思いの経験を持つ障がい者は多く、インクルーシブな教育環境の観点から感慨深い思いでいっぱいです。

このバリアフリー法に学校の義務化が加えられる前までは義務づけの対象から外されており、それまでは新築や大規模改修などのときに車椅子トイレやエレベーターなどを設置するための努力は求められておりましたが、設置をしなくても法的拘束力はありませんでした。

私が新人議員の頃、ある中学校の体育館の落成式に参加した折、車椅子の女子生徒を見かけ、式が終わった後、一緒に車椅子のトイレを見てもらいました。便器などの配置は問題なかったのですが、洗面台の鏡を見るや、女子生徒は突然に笑い出しました。女子生徒の顔が鏡に全く映らなかったのです。鏡の位置が高過ぎ、私も額から上しか見えませんでした。女子生徒は笑うしかなかったのだと思います。そこで、私は建築の際に意見を聞かれたのかを尋ねたところ、付き添っておられた先生がふんまんやる方ないとばかりに、全然聞いてもらえなかったと答えられました。

学校に限らず、今やバリアフリーの建物を建設するときには、国土交通省がバリアフリーの詳細な基準を示しており、設計者や建設業者はその基準に照らして設計、建築されるため、バリアフリー面では大変よくできております。しかし、学校生活で一番肝心なのは、トイレの問題と教室を移動する際の上下移動です。中学生になると教

室の移動も増え、階をまたぐ上下移動の場合に、私は毎回、大変緊張いたしました。

2020年5月、文部科学省は全国の公立小中学校のバリアフリー化の調査を行いました。この調査結果によると、2階建て以上の校舎がある学校のエレベーター設置率は約26%、車椅子利用者が使えるトイレが校舎に1つ以上ある学校は約65%となっています。エレベーターの設置は数字以上に進んでいないとの指摘もあります。

文部科学省は、この調査結果を基に3年後の2025年度末までの整備計画として、エレベーターの設備を40%、車椅子トイレの設備を95%、段差解消は100%と示しております。エレベーターは設備費用がかさむため優先順位を設け、移動に配慮が必要な児童・生徒や教職員がいる学校は全て整備するとのことです。また、整備資金もバリアフリー化を緊急かつ集中的に行うために、改修の際の国の補助を3分の1から2分の1に引き上げるとしております。本市には小学校92校、中学校42校、高校2校、専門学校1校があります。

そこで、お尋ねいたします。

文科省は、整備の指標として設備費用がかさむエレベーターは優先順位をつけ、移動に配慮が必要な児童・生徒や教職員がいる学校は全て整備するとのことです。また、整備資金は国の補助を引き上げるとしています。

文科省は、整備内容を具体的にさらに達成目標の数字も示し、また、3年後という期限を決め、改修補助の引上げまで示しております。文科省は、私はかなりの心意気だと感じております。文科省が求める整備計画の作成と達成目標に関して、特にエレベーターの設置に関しては、本市としてどのように取り組まれるのか、教育長にお尋ねいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 保育所等では、一人一人の個性を尊重しながら子供の育ちを援助する保育を実施するために、保育士等に対し毎年人権研修を行うとともに、保護者に向けても保育参観の場や人権だよりなどで、人権に対する理解や意識の向上のための普及啓発に取り組んでいるところでございます。

今後も個性によって、いじめやからかいが起こらないよう、遊びや生活を通して子供たちがお互いを認め合い、自分の思いを表現できる力を育む保育に努めてまいります。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 私からは、LGBTの子供たちへの学校の対応についてと、学校施設のバリアフリー化について続けてお答えいたします。

まず、1点目です。

学校においてはLGBTの子供たちが個別に相談する事例も増えてきており、体育の着替えを別室にしたり、制服を選択できるようにしたりと、子供たちが安心して過ごせるよう丁寧に対応しております。

これまで教職員に対しては、性的マイノリティーの方の人権に関する研修などを行

ってまいりました。また、保護者に対しても学校だよりやホームページ等で啓発に取り組んでおります。さらに、LGBTの子供たちについて学校から相談があった場合、教育委員会の複数課でチームをつくり、学習資料の提供や教育活動での配慮等の支援に当たることとしております。

今後も全ての子供が自分らしく安心して過ごせる環境づくりに一層努めてまいります。

次に、学校施設のバリアフリー化については、令和2年12月に文部科学省の学校施設バリアフリー化推進指針が改定され、整備目標が示されております。

これを受け、本市においても整備計画の策定と併せて改修工事を進めており、障がいのある児童・生徒等が安全かつ快適に学校生活を送れるよう、車椅子利用者用トイレの設置とスロープ等による段差解消については、令和7年度末までに全校に整備することを目指しております。

また、エレベーターの設置については、これまで既存校舎に年1校から2校程度の整備状況でしたが、来年度は4校に設置するなど、バリアフリー化を一層進めてまいります。なお、全校へのエレベーター設置については、各校舎の造りや地形的な要因により建て替えが必要となる施設もあることから、長期的な取組になると想定しております。

今後は利用者の実状に配慮した学校施設のバリアフリー化について、他都市の事例等も参考にしながら効率的かつ迅速に進めてまいります。

〔34番 村上博議員 登壇〕

○村上博議員 LGBTの問題については、私もそんなに周りにそういう人たちがいるというわけではありませので、今回の質問は自分のことも含めてどう接するべきかということを考えながら質問させていただきました。

LGBTに関しては、自分が関係がないというふうにと考えると正しい理解、認識から遠ざかってしまいます。考える機会を増やすことが必要であり、重要だと思います。例えば、元プロ野球巨人の桑田真澄さんの子息、Mattさんは、テレビ番組に出演したりCMに出たりと、何かと話題です。子供時代は有名な野球選手桑田さんの子供として注目され、何かときつかったのではと想像します。親子でテレビ番組出演の折、桑田真澄さんのMattさんへの態度は、実に自然でした。

LGBTについては、人権の観点から様々な講演会が開かれます。その場合、LGBTの分け方だけを情報として知るだけではなく、LGBTを考えるきっかけになるかどうかは肝心です。

そういうことからすると、どういう方が講演されるかということも重要になるんじゃないかなというふうに思います。桑田真澄さん、Mattさん親子やマツコ・デラックスさんの講演会を本市がもし企画できるといいなというふうに思います。それが実現すると、本市の多くの人考える機会になるのではないかなと思いながら、次の質問に移ります。

本市在住ミャンマー人の支援について。

先月24日、ロシア軍が突然ウクライナに軍事侵攻する驚愕の事態が起きました。本市にはウクライナ出身の方が3人住んでおられますが、連日の現地からの報道を見て、祖国ウクライナの家族、親戚、友人、知人の安否について、毎日苦しくてたまらない日々をお過ごしのことと心からお察いたします。

また、今回のロシアの軍事侵攻で、事もあるうにロシア大統領のプーチンが核兵器の使用をちらつかせております。私は唯一の被爆国である日本国民の1人として、神経を逆なでされた気持ちであり、一般質問であることを重々承知しながらも、あえて即時軍を撤退させるように求めると同時に、ロシア大統領に対して強く強く抗議の気持ちを表明させていただきます。

さて、ミャンマーの問題に戻します。

昨年2月1日、国軍兵士が国民に銃口を向けた軍事クーデターからちょうど1年が過ぎました。当時、現地からの映像ニュースを見て、あまりの理不尽さに体が震え、強い怒りを覚えました。兵士たちは地面に片膝をつき、地面と水平に銃を構え引き金を引いていました。銃口の先にいたのは、3本の指を掲げ、軍政に反対の意思表示をしているだけの無抵抗の国民でした。本来、守るべき自分たちの国民に銃口を向け、乱射する兵士たちに、良心はうずかないのかと理不尽さを感じ、命令を下した国軍の司令官に強い憤りを感じました。

私は、昨年的一般質問後、本市に住むミャンマーの青年と会いました。同じヤンゴン出身、同じ大学卒業の奥さんとの間にもうすぐ赤ちゃんが生まれると、勤め先の社長さんが教えてくれました。本来ならミャンマーの親兄弟、親戚たちと赤ちゃんの誕生を喜び合う頃でした。その青年の口から出たのは、家族の安否が分からず不安だという言葉でした。きっと私たちが想像できない心の中をかきむしられるような辛苦の1年間だったと思います。

軍事クーデターから1年が経過した今も、国民的指導者のアウンサンスーチーさんは拘束されたまま、にぎやかだった市場のシャッターは下りたままです。そして、本市で暮らす76人のミャンマーの人たちは、いまだに母国へ帰ることもままならず、依然として家族の安否を心配される毎日です。

民主派への支持を表明したサッカーのミャンマーの代表選手が、帰国すれば命を奪われると日本に亡命いたしました。その後、元代表選手は父親から絶縁するとの新聞広告を出されました。父親が身の危険を感じ、苦渋の決断をしたと理解しているとの新聞のコメントを読み、依然として現地の状況は厳しいことを感じました。

本市で暮らす76人のミャンマーの人たちは、祖国の思いをはせながら今日も不安な気持ちを抱え、熊本市民として過ごしています。私たち個人は、ミャンマー国内の政情をどうすることもできませんが、日本政府ができる限りの影響力を行使してほしいと思います。さらに、本市としては生活面のあらゆる困り事がないかなど、直接的な支援の関わりはできないでしょうか。

市長の気持ちをお聞かせください。

そして、最後の質問になりますけれども、都市整備の問題について、それとアライグマについてお尋ねいたします。

私は昨年9月議会で、豪雨のため団地全体が数時間にわたり浸水した出水7丁目の用水路の問題をお尋ねしました。

その後、用水路いっばいに繁茂していた葦の除草作業が土木センターにより行われ、私も作業の様子を見に行きました。繁茂した葦は水を含み重く、人力では難しく、ブルドーザーで一気に除草されました。掘削も行われ、用水路は見違えるようになりました。また、土木センターの職員も多く地元住民の要望を聞くなど、行政の皆さんの手際よい動きにとっても感謝されていました。私は、その後も何度となく現地を見に行きました。しかし、住民の皆さんは、私が行くたびごとに今年の梅雨や台風時期、豪雨による浸水を心配されています。

出水7丁目付近は、以前は一面水田地帯の湿地帯でした。水はけが十分でない水田地帯に五、六十年前に戸建ての住宅団地が開発されました。住民の皆さんは、その地域に住み続ける上で、昨年の豪雨による浸水体験で今年も浸水がないかと心配されております。

今後も住み続けられる住民の皆さんが安心される対策をお示しくください。最終的には、本市が行う旧天明新川の河川改修が完成しないと根本的な解決にはならず、出水7丁目地域までには相当の期間を要するそうです。その間の浸水の心配と不安を考えると、河川改修が完成するまでに何らかの対策は打てないのでしょうか。

都市建設局長にお尋ねいたします。

そして、最後に特定外来生物アライグマ対策についてお尋ねします。

2021年6月23日に更新された県の自然保護課のホームページに、茶色に白抜きの拡大文字で「熊本県にアライグマ生息域拡大の危機が迫っています」と、2か所にわたり大文字で掲載されており、県の自然保護課の危機感を感じました。

その危機感はどこからくるのか。それは、アライグマの繁殖力の強さと全国各地で発生している農業被害や生態系への深刻な影響からです。また、住居や伝統建築物への被害も全国各地で発生しています。

温暖な気候で農産物の生産で全国的に有名な神奈川県三浦半島でも定着が確認され、相当の農業被害が出ています。さらに、雑食性でオオサンショウウオや日本固有在来種の日本リスが捕食され、生態系にも影響が及び、在来種の絶滅の危機も懸念されます。また、九州でも沖縄県を除く全ての県でアライグマの定着が確認され、各県とも対策に頭を痛めています。

こうした全国的な状況が背景となつての県の自然保護課のホームページの警告です。アニメ「ラスカル」に登場するアライグマは、その愛称と愛らしいしぐさが人気ですが、冒頭でも申し上げたように、神奈川県では既に県下全域に定着し、捕獲される頭数が繁殖する頭数に追いつかず、もはや捕獲による絶滅は不可能な状況とのことです。

さらに、一旦定着すると繁殖力の強さから一気に繁殖地を広げ、定着する範囲がさらに広がります。また、見かけと違いかなりのどうもうさで、8年前には町なかで犬と散歩中の女性が襲われ、けがをしたという事件も起きています。

国は、アライグマの飼育や譲渡が禁止されている特定外来生物に指定しています。私は5年前の2016年12月議会でも、このアライグマの問題を質問しました。質問内容は、アライグマの習性や農業被害など侵入、定着する前の予防策でしたが、そのときは環境局も農政局もロードキルや目撃情報だけで捕獲もされておらず、被害は発生していないとの答弁でした。しかし、県自然保護課の資料では、熊本市で昨年4頭が捕獲されたとなっています。

そこで、2点、観光局長にお尋ねします。

1点目、本市での過去5年間の侵入、生息、捕獲の推移を教えてください。

2点目、また、この5年間の定着防止対策をお示してください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 まず冒頭、ウクライナやミャンマーをはじめ、戦争や紛争、政治的混乱等により犠牲になられた方々に対し、哀悼の意を表します。

私は平和都市宣言を行った自治体の長として、いかなる場合も力による解決に反対するものであり、国内外に対し平和な社会の実現に向けた努力や呼びかけを行ってまいりたいと思います。

それでは、本市在住のミャンマー人支援についてお答えいたします。

現在、本市在住の外国人数は、昨年12月末時点で人口の0.8%である6,089名、うちミャンマー出身の方は、議員もお述べになられたとおり76名でございます。

ミャンマー出身の方にとりましては、本国の不安定な状況は御自身の生活に直結する大きな問題でありまして、今後の熊本での留学や就労等の活動にも大きく影響するものと認識しております。

本市では、国際交流会館の外国人総合相談プラザなどにおいて多言語での生活相談にも対応しておりまして、御不安等がある場合はぜひ御相談いただきたいと考えております。

このようなミャンマー出身の方々をはじめ、ウクライナやロシア出身の方も含め、本市在住の外国人の方々に差別的な事等が生じないように、しっかり人権を守っていくことも重要な責務でありますことから、その対応について担当部局に指示を行ったところです。

私自身、これまでも「市長とドンドン語ろう！」などを通じて、本市在住の外国人の方々からも直接御意見を承ってきたところがございますが、今後もこのような機会づくりに積極的に取り組んでまいります。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 私からは、出水7丁目の排水路についての御質問にお答えいたします。

令和3年第3回定例会でお答えいたしました当該地区の浸水状況につきましては、昨年末にかけて地域の皆様方からの聞き取りを実施いたしまして、水路からの溢水箇所や浸水範囲、深さなどの浸水状況を確認いたしましたところでございます。その確認状況を踏まえ、浸水軽減に有効となる対策箇所の優先順位をつけまして、水路の浚渫や底張コンクリートの整備を下流より着手し、併せて周辺水路の流末であります旧天明新川の堆積土砂の撤去も進めております。

今後、このような対策を推進いたしますとともに、引き続き周辺水路の除草や早めの用水堰の操作、排水機場の稼働などにつきましても、関係部局と連携し適切に実施してまいりますことで、浸水被害の防止、軽減に努めてまいりたいと考えております。

〔三島健一環境局長 登壇〕

○三島健一環境局長 アライグマ対策についてお答えいたします。

まず、本市における過去5年間のアライグマの生息確認件数でございますが、平成29年度3件、平成30年度9件、令和元年度22件、令和2年度45件、令和3年度は3月1日現在で29件でございます。

生息場所は北区や西区が中心ですが、特に北区植木町での確認件数が増加しており、市北部から侵入していると考えております。また、捕獲数につきましては、平成29年度から令和元年度が各1頭、令和2年度が4頭、令和3年度は現在までに5頭の合計12頭でございます。近年、増加傾向でございます。

生息場所同様、北区や西区での捕獲事例が多い中、令和2年度には中央区島崎や東区下江津での住宅街での捕獲もあり、生息域の拡大や生息数の増加が懸念されているところでございます。

次に、定着防止対策についてでございますが、本市では、平成29年度から足跡やふんなどの痕跡調査や自動撮影カメラの設置による生息状況の調査を行っており、その結果からアライグマの生息が確認された地域に箱わなを設置するなど、効率的な捕獲に努めております。

また、アライグマの侵入、定着防止には、本市単独での対策では限界がありますことから、今年度から熊本連携中枢都市圏の隣接市町である宇城市、宇土市、玉東町と連携した広域的な生息状況調査を行っております。

今後もこのような近隣市町村との取組を拡大するとともに、県や関係機関と連携し、効果的な防除対策を進めてまいりたいと考えております。

〔34番 村上博議員 登壇〕

○村上博議員 最初にアライグマの件からお話しさせていただきますと、5年前に私が質問した折には、本市においては全く被害が出ていないということでした。

しかし、5年たった今、いろいろな被害が出ております。特に福岡、大分方面から侵入しているということで、植木町は全国でも有名なすいかの産地でもあり、アライグマが小さな穴を開けて中をくり出して食べてしまうというような性質を持っています。こういう被害が出ないように、万全の対策を取っていただきたいというふうに思

います。

また、浸水被害の出水の皆さんにとっては、今年もまた心配されておりますので、ぜひ情報をたくさん出していただきたいというふうに思います。行政の方が説明されると、本当に地元の人たちは安心されます。そういったことも含めて、ぜひ今後の対策としては、住民の皆さんにいろいろな情報を提供するという観点もお忘れないようにお願いしたいというふうに思います。

私の質問はこれでおしまいなんですけれども、何とか時間内に収まったということで、慌ただしい感じを皆さんには与えたかもしれませんが、今後とも皆さんと共にこの熊本がよりよい、住みやすい町になるように努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○原口亮志議長 次に、日程第2、日程第3を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま上程されました議第96号及び議第97号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第96号は、熊本県に対するまん延防止等重点措置の期限が3月21日まで延長されたことに伴い、県内全ての飲食店等に対する営業時間短縮要請を3月21日まで継続されることから、県の営業時間短縮要請に伴う協力金に係る負担金を計上するものであります。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき実施しております高齢者施設等の従事者を対象とした集中的検査につきましては、検査対象者を小学校や保育所等の従事者にも拡充し、感染者の早期探知やクラスター発生の防止を図ることに加え、濃厚接触者となった社会機能維持者の自宅待機を早期に解除するための検査に対する支援経費を計上しております。

また、今般、熊本県産あさりの産地偽装が発覚したことから、熊本県が2月8日から2か月程度の期間、あさりの出荷停止を要請いたしました。この措置等の影響を受け、出荷自粛を余儀なくされた漁業者等に対し、県が無利子貸付制度を創設し、利子補給等を行うこととしたことから、県と共同して漁業者に対する支援を行うための債務負担行為を計上するものでございます。

以上が補正予算の歳出の説明であります。これを賄う財源として歳出に見合う国庫支出金とともに地方交付税を計上しております。この結果、一般会計において5億8,633万円の増額、補正後の予算額は4,218億4,502万円となり、補正後の予算を前年同期と比較いたしますと、特別会計や企業会計も含めた全体の合計額では4.4%の減となっております。

次に、議第97号は、法令の改正に伴い国民健康保険料の賦課限度額を引き上げると

ともに、当該保険料の未就学児に係る被保険者均等割額の減額等を行うため、熊本市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

以上で説明を終わりますが、何とぞ慎重に御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○原口亮志議長 市長の提案理由の説明は終わりました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議第96号については会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口亮志議長 御異議なしと認めます。

よって、議第96号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

議第96号を可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口亮志議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、議案を付託いたします。

議第97号は、これを予算決算委員会に付託いたします。

○原口亮志議長 本日の日程は、これをもって終了しました。

この際、お諮りいたします。

明9日から3月23日まで15日間は、議案調査、委員会開催並びに休日のため休会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口亮志議長 御異議なしと認めます。

よって、明9日から3月23日まで15日間は、休会することに決定いたしました。

次会は、3月24日（木曜日）定刻に開きます。

○原口亮志議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 3時01分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和4年3月8日

出席議員 47名

1番	原 口 亮 志	2番	園 川 良 二
3番	山 本 浩 之	4番	北 川 哉
5番	古 川 智 子	6番	島 津 哲 也
7番	吉 田 健 一	8番	伊 藤 和 仁
9番	平 江 透	10番	荒 川 慎太郎
11番	齊 藤 博	12番	田 島 幸 治
13番	日 隈 忍	14番	吉 村 健 治
15番	山 内 勝 志	17番	高 瀬 千鶴子
18番	三 森 至 加	19番	大 寫 澄 雄
20番	光 永 邦 保	21番	高 本 一 臣
22番	福 永 洋 一	23番	西 岡 誠 也
24番	田 上 辰 也	25番	浜 田 大 介
26番	井 本 正 広	27番	藤 永 弘
28番	田 中 敦 朗	29番	紫 垣 正 仁
30番	小佐井 賀瑞宜	31番	寺 本 義 勝
32番	原 亨	33番	大 石 浩 文
34番	村 上 博	35番	上 田 芳 裕
36番	那 須 円	37番	澤 田 昌 作
38番	田 尻 善 裕	39番	満 永 寿 博
40番	田 中 誠 一	41番	津 田 征士郎
43番	藤 山 英 美	44番	落 水 清 弘
45番	倉 重 徹	46番	三 島 良 之
47番	坂 田 誠 二	48番	白河部 貞 志
49番	上 野 美恵子		

欠席議員 1名

16番 緒 方 夕 佳

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	深 水 政 彦
副 市 長	中垣内 隆 久	政 策 局 長	田 中 俊 実
総 務 局 長	宮 崎 裕 章	財 政 局 長	田 中 陽 礼
文化市民局長	横 田 健 一	健康福祉局長	石 櫃 仁 美
環 境 局 長	三 島 健 一	経 済 観 光 局 長	田 上 聖 子
都 市 建 設 局 長	井 芹 和 哉	消 防 局 長	西 岡 哲 弘
教 育 局 長	遠 藤 洋 路		

職務のため出席した議会局職員

局 長	富 永 健 之	次 長	和 田 仁
議 事 課 長	池 福 史 弘	政 策 調 査 課 長	上 野 公 一